

山梨県公衆浴場法施行条例新旧対照表

新	旧
<p>(一般浴場の措置の基準)</p> <p>第四条 一般浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 略</p> <p>十五 浴室又は脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に一箇所以上の飲料水を供給する設備を設け、これに飲用に適する旨の表示をすること。</p> <p>十六〇十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 七歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>2 一般浴場の営業者が講じなければならない措置の基準のうち、前項第八号から第十号まで及び第十五号に定める基準については、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他の特別の理由により、これらの基準によりがたい場合であつて、知事が公衆衛生上特に支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>特殊浴場の措置の基準)</p> <p>第五条 個室を設けない特殊浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、前条第一項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる</p> <p>基準については、</p> <p>蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気若しくは温泉</p>	<p>(一般浴場の措置の基準)</p> <p>第四条 一般浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 略</p> <p>十五 浴室には、一箇所以上</p> <p>上の飲料水を供給する設備を設け、これに飲用に適する旨の表示をすること。</p> <p>十六〇十九 略</p> <p>二十 上がり湯及び浴そうの湯は、営業中常に摂氏四十二度以上を保つこと。</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 十歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>2 一般浴場の営業者が講じなければならない措置の基準のうち、前項第八号、第九号、第十号及び第十五号に定める基準については、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他の特別の理由により、これらの基準によりがたい場合であつて、知事が公衆衛生上特に支障がないと認めるときは、これ等の基準によらないことができる。</p> <p>特殊浴場の措置の基準)</p> <p>第五条 個室を設けない特殊浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、前条第一項各号のとおりとする。ただし、前条第一項第四号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十三号、第十七号、第十八号及び第二十号に定める基準については、</p> <p>蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気若しくは温泉</p>

等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他の特別の理由により、これらの基準によりがたい場合であつて、当該各号に定める _____ ときは、これらの基準によらないことができる。

一 前条第一項第四号、第七号から第十号まで、第十三号、第十七号及び第十八号に定める基準 知事が公衆衛生上特に支障がないと認めたとき。

二 前条第一項第一号 出入口に男女の別を表示する部分に限る。）、第二号 脱衣場及び浴室を屋外から見とおしのできないよう区画する部分を除く。）、第十六号 便所を男湯及び女湯で別に設ける部分に限る。）及び第二十一号に定める基準 知事が公衆衛生上及び風紀上特に支障がないと認めたとき。

2 略

等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他の特別の理由により、これらの基準によりがたい場合であつて、知事が公衆衛生上特に支障がないと認めたときは、これらの基準によらないことができる。

2 略